

【介護保険及び後期高齢者医療 関連通知等送付先変更申請書 取扱事項】

(1) 送付先変更を必要とする通知等の番号すべてに○をつけてください。

- 1 介護保険関係書類
- 2 後期高齢者医療 資格確認書等資格関係書類
- 3 後期高齢者医療 保険料賦課・収納関係書類
- 4 後期高齢者医療 高額療養費等給付関係書類

※ ただし、申請時に介護保険の資格のみをお持ちの方が、2～4に○を付けられても後期高齢者医療制度の送付先として設定を行いません。後期高齢者医療制度でも送付先を設定する必要がある場合は後期高齢者医療制度の資格取得後に改めて申請してください。

※ 国民健康保険関連の通知等の送付先を変更するには別途手続きが必要です。

(2) この申請書には、申請者及び被保険者本人の本人確認書類（官公署発行で申請日現在、有効期限内のものに限る）の写しを必ず添付してください。（例：運転免許証、マイナンバーカードのおもて面、パスポート等、後見人の場合は後見人登記事項証明書等の写しも必要です。）

(3) 送付先の設定にあたっては、事前に、被保険者本人、送付先の関係者、家族の間で同意を得るようにしてください。

この申請により、介護保険及び後期高齢者医療制度に関する書類（以下、「通知等」）が、「送付先の住所」に記載の内容で郵送されるようになりますが、宛名は被保険者のままで変更されません。ただし、被保険者が通知等の内容を確認せずに破棄するなど特別な事情がある場合に限り、宛名に被保険者名を表示させないことも可能です。

(4) 変更期間が未定の場合は、終了日は空白にしてください。その場合、変更や廃止の届出をされない限りは、設定された送付先に通知書等を郵送します。

また、被保険者が市外転出などの理由で資格を喪失されても、保険料の変更通知の送付や精算等の必要から通知等を郵送する場合がありますため、送付先の設定は自動的に解除されません。

送付先をさらに変更する場合（送付先の方の転居も含む）や、送付先を設定する必要がなくなった場合は、速やかに届け出てください。

ただし、後期高齢者医療制度では、滋賀県内への転出では資格をそのまま引き継ぐことから、送付先設定を行った後に滋賀県内へ転出された場合、転出先でも送付先の設定も引き継ぐこととなります。転居により送付先設定が不要になった場合は、廃止の届出を行ってください。

(5) 送付先設定を行った後に転出により大津市での資格を喪失され、再度、転入により資格取得された場合、引き続き通知等を送付先へ郵送する必要がある場合は、再度届け出てください。

(6) 下記に該当した場合は、届け出がなくても送付先設定を解除します。

- ア 設定された送付先の住民等から解除の申出があったとき
- イ 設定された送付先に送付しても通知等が到達しないとき
- ウ 設定された送付先に送付すると個人情報の管理等において問題があると判断されたとき
- エ 不正な目的のために用いられたとき

※この【取扱事項】は保管していただくようお願いいたします。